

# 市民と歩む議員の会

## 議会報告 いけぶち佐知子



発行：「市民と歩む議員の会」 〒564-0041 吹田市泉町1-3-40 (市議会内) TEL：06-6384-1390(会派控室) 2020.04 No.61【通巻132】

### ■ 新型コロナウイルス感染の一日も早いおさまりを望む

2月定例会は、通常であれば新年度予算を審査するため、予算書を読み、新規・拡張・廃止事業の内容について調べ、質疑を尽くす議会です。日程も他の定例会よりも予算常任委員会分科会の日程を長くとしています。

ところが、新型コロナウイルスの感染が3月に入ってもおさまるところか、拡大していきました。大阪府内で確認された感染者数も毎日のように増え、吹田市民の方もいらっしゃる状況です。安倍総理の要請を受けた形で吹田市も小中学校など休校となり、卒園・卒業式、入園・入学式も来賓者なく、できるだけ時間短縮で終えるようになっています。

市議会も議案審査を当然おろそかにはできませんが、執行部が感染症対策に時間を割けるよう、会議日程を割愛し協力しました。



### ■ 会派代表質問項目

- 固定資産税などの過誤納金還付  
同じ間違いを起こさないために
- 市長等の損害賠償責任の一部免除に関する条例  
総務省の参酌基準通りでない理由  
条例がなくとも議決により免除できる
- 北千里小学校跡地複合施設と周辺整備  
北側も旧保育園跡地も活用策が決まっていない  
周辺整備と連携した建設計画になっているのか
- SDGsと総合計画 もれのない政策を推進せよ
- 吹田市の補助・助成のスタンス  
自治会補助は単なるバラマキにならないか  
子ども食堂補助は計画的に行うのか
- 市長の施政方針について  
福祉は他の自治体となぜ連携できないのか  
気候非常事態宣言をしてはどうか
- 中核市移行 想定と実際の差異  
臨時財政対策債は発行しなくてもよいのか  
中核市間の連携 人事交流以外はあるのか
- 感染症対策  
医療健康都市・吹田として医療資源の活用を  
イベント中止要請の連絡ミスの原因  
\*中面に主な質問内容を掲載しています。  
詳細な内容は、吹田市議会の会議録をご覧ください。  
会議録は、市役所の市民総務室(情報公開)、  
図書館等に備えています。また、市議会のホームページでは、  
会議録の検索・閲覧、本会議の録画放映の視聴ができます。  
(2018年9月定例会からはスマートフォンでも視聴できるようになりました。)

### ■ 2月定例会 当初予算に反対しました

当初予算案に対して、反対しましたが、賛成多数で可決してしまいました。(反対意見はP4に掲載)

ただ、賛成した議員も予算審査過程で様々な意見を発言しており、「もろ手を挙げて」賛成という議員の数はそう多くないのではないかと、という印象を持っています。

本来、予算案に限らず、議案に対して反対の部分があれば、否決すればよいのですが、こと予算案については、「よし」とする事業予算などもありますので、簡単に否決できません。

また、反対の箇所を削除や修正する案を提案することもできます。しかし、3人以上の議員で提案できても、過半数の賛成議員がいなければ可決、修正できません。

今回、予算常任委員会の文教市民分科会で意見がまとまり、予算常任委員会の理事会(各分科会の正副委員長が所属)で了解されたため、予算常任委員会の委員長発言として、意見が付きました。

他の分科会でも委員長意見あるいは付帯決議をつけることができないか、検討されたと聞いていますが、実現していません。

全議員が納得する内容にしようとするれば、どうしても「あちらを立てればこちらが立たず」になりがちで、その結果「玉虫色」になります。

すると「当たり前のようなことを付帯決議しても意味がない」という意見もでてきて、難しいです。



### 固定資産税・都市計画税の違い

昭和47年～49年建築の一部のマンションにおいて、用途を「**共同住宅**」と登録すべきところ「**居宅**」と登録したことから、評価替えごとに適用される減価率（\*）が低くなっていました。

その結果、適正な評価額にならず、課税に誤りが生じました。（過誤納金）が約**2,700件**あることがわかりました。

\*減価率：家屋建築後の年数の経過により資産価値が下がるため、減価率（経年減点補正率）をかけて評価額を決める。

平成21年度にも別の理由での固定資産税等の課税計算の間違いによる過誤納金が生じ、対象者に返還するための支払要領があります。この要領では対象者から申請をしていただく必要があり、今回は迅速な手続きを図るため、事務手続きを簡素化、振込口座等を知らせていただければ返還するとのことでした。

#### 質問

① 固定資産税上の誤りが及ぼす影響について、どんなものがあり、それらに対してどのように対応しますか。

② これまで3年ごとの評価替え時でも間違いが発見されておらず、把握できていない誤りがあるかもしれません。**全数検査**をしてはどうでしょうか。

③ 今回のようなミスが続けば、市への信頼も失われていきます。**納税者の信頼確保**についてどうされていますか。

#### 税務部長

① 固定資産税の評価額を算定基礎とする不動産取得税、登録免許税、相続税、贈与税に影響がある場合もある。府税事務所や法務局等と連携を図り、適切に対応する。

② 今回の原因を調査した結果、対象期間に建築された非木造家屋に対する誤りであり、対象となる家屋すべてを確認したので、対象以外の全数検査は必要ない。

③ 職員の専門知識の習得、能力向上に努めてきた。課税情報の開示は、**土地及び家屋の価格等縦覧帳簿を作成**しているほか、納税通知書送付時に課税明細書を同封している。

#### コメント

通常5年以内の過誤納金の場合、地方自治法に規定する還付できますが、5年を超える分については、地方自治法適用外となります。この還付不能額と利息相当分を合わせて返還するために、他の自治体でも例えば「**過誤納金返還事務取扱要綱**」が定められています。今回の吹田市の**返還金総額は約8,600万円**とのことでした。過誤納金返還のための通知送料、振込手数料、検査のための人件費等を合わせれば、相当の額になります。リスクマネジメントが問われます。

### 北千里小学校跡地の複合施設？

複合施設建設整備計画基本計画（素案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）がありました。意見の数としては最近になく多い数で**317件（199通）**とのことでした。

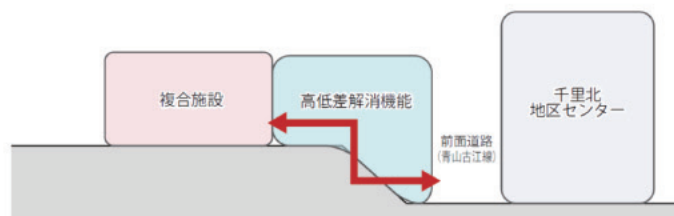
多くは施設についての意見でしたが、基本計画外のこと、駅前整備やアクセスについての意見も多くありました。周辺整備の概要もわからないまま、複合施設だけでいいというものではないと思うのですが・・・。

#### 質問

千里北地区センターからの陸橋設置の要望について、複合施設とのレベルを合わせる必要があるのではないのでしょうか。

#### 地域教育部長

複合施設の一階部分に平面方向に柔軟に対応できるスペースを確保している。高さ方向については、同センターの設計時にコントロールするよう強く要望している。



北千里小学校跡地複合施設建設整備基本計画（案）  
（図表5-1）を引用

#### 質問

北側の土地のレベルはどこに合わせるのでしょうか。

#### 資産経営担当理事

校舎等解体撤去工事後の整地した現況の地盤高を基本に、児童部、福祉部及び都市計画部などの関係部局と、**令和2年度前半には活用案をまとめられるよう努めたい。**

#### コメント

千里北地区センターとの高低差解消機能はもちろんのこと小学校跡地の残り北側部分は北側の道路面と高低差がかなりあります。その解消策また、北側部分と複合施設敷地がフラットにつながるのか、北側にも段差解消策を講じるのか、今のところ全く見えてきていません。すべて地続きです。複合施設敷地だけが独立してあるわけでは、決してありません。

#### 質問

関係部局と検討する際に、行政だけ、地域の一部の意見だけを取り入れるのではなく、広く地域、市民の意見を聞いていただきたいと思いますが、予定ありますか。

#### 資産経営担当理事

過去に計画を立てていながら実施できていないものを基準に考えている。案がまとまったら、地域住民の方に説明することを考えている。

### 単なる予算のパラマキにならない、しないために

#### 質問

吹田市としての補助、助成に関するスタンスとして、NPOや市民団体へ補助、助成をする場合、どのような考えのもと行い、どのようにその結果、成果を把握していますか

#### 行政経営部長

補助金は、市の施策との整合性を図りながら、公益を目的とした事業活動に必要な経費について財政援助を行い、その支援及び奨励を図るため、事業補助金として交付している。

また、対象事業の**有効性や妥当性、公平性等を十分に検討**しながら、その内容に応じた補助を実施している。

補助事業の結果、成果は、事業を所管する部局において、実績報告書等で適切に把握し、また、行政評価の中で**妥当性や有効性等の各視点から分析**を行い、事業として今後の方向性を検証しているものと考えている。

#### コメント

当初予算に提案されている自治会加入促進補助金は、補助すれば加入者が増えるという客観的データもなく、これまでと同じ祭りなどのイベントをしても補助対象となります。

また、子ども食堂開設補助金は、既存の食堂であっても新規の食堂であっても金額は多少違いますが1年間に限り補助されます。分科会審査の中でも開設後の運営に費用が掛かることから、運営補助のほうが重要、必要ではないかという意見も出たそうです。

### 市長の施政方針

#### 質問

市長の施政方針について、これまでのスタイルと今回は変わっていますが、わかりやすくなったとお考えでしょうか。

#### 市長

施政方針のスタイルはもちろん、する・しないも含めて自治体ごとに判断があるようである。これまで従来の形を踏襲してきたが分30ほどかかる長文をコンパクトにできないか悩んできた。**誰もが確認できる内容は最小限にとどめ、基本的姿勢、理念を中心に伝えた。**

#### コメント

市長の答弁では「実施計画や当初予算の主な取り組みでだれもが確認できる内容は網羅的に説明することは最小限にとどめた」とのことですが、市民にとって実施計画や当初予算の各事業は身近なものではありません。

「**最小限**」ではなく、市民にもわかるように特長的なものについては「**必要十分**」な内容にしていきたいです。

### 中核市への移行 臨時対策債(借金)は大丈夫か？

中核市移行基本計画では、これまでよりも行政が行う事業が増えるため、予算が不足するので、臨時財政対策債を発行することになっていました。発行しなくても財政は回っていくのか、確認のため質問しました。

#### 質問

当初予算及び今後5か年の実施計画の収支見直しを見ると、臨時財政対策債（市債）を発行しないことになっていますが、その理由をお答えください。

#### 中核市移行準備担当理事

2018年11月時点では収支影響額として約**8.4億円**を想定していたが、今は約**7.9億円**と想定している。事業費などの歳出が約1.1億円の増加の見込み、普通交付税などの歳入が約1.5億円の増加の見込みとなっている。国庫補助金などの特定財源活用に努め、市税収入の伸びも見込んだ結果、市債を発行せず予算を組むことができた。

### 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、いたずらに市民の不安をあおらない、的確に対応すること、「**正しく恐れること**」が大切だと思っています。以下、基本的なところを質問しました。

#### 質問

① 市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部会議に、医療の専門家は委員として入っていますか。

② 市の主催、後援のイベントの開催中止や延期を求めのお知らせをされたが、誤った情報が流れた、その原因と今後の対応についてお尋ねします。

#### 健康医療部長

① 医療の専門家は入っていない。

② 2月19日開催された同本部会議の結果に基づき、市民団体の方に電話連絡をしたが、言葉不足、言い方が間違っていた。翌日お詫びの電話をした。今後は緊急連絡も文書を作成するなど、依頼内容の正確性を期していきます。

#### コメント

会議から翌日のことであり、急いで伝える必要があったことから、会議の報告が担当職員に十分伝わらないまま、あいまいな認識のまま、市民団体に伝えた職員がいたようです。

いくら時間がないとはいえ、間違っても受け止められても仕方がないような情報を流してはダメです。まず、伝えなければならないことを書面にして（それほど時間が掛かるとは思えない）正しい内容を正しく伝えること、非常時に限らず、とても大事なことです。



本会議最終日 当初予算案への反対討論

2月20日から始まった定例会が3月23日閉会となりました。途中、新型コロナウイルス感染症対応のため、執行部に配慮し、1週間の議会日程の延期、そして委員会・分科会の開催日の短縮、予算常任委員会の総括質疑の省略をしました。他の議会では一般質問の日程を取りやめたところや、議場での質問を文書質問に切り替えたところもあったとのこと。

定例会最終日に、議案に対する討論と採決をしました。以下、討論（抜粋）をお知らせします。

【職員の住居手当を増額する条例改正】

反対討論をし、反対しました。賛成多数で可決

① 住居手当に市内優遇措置がある近隣自治体の職員市内居住率も50%前後であり、吹田市の現在の市内居住率48.3%がことさら低いとは言えない。

このタイミングで他市と同じように市内優遇措置をしても居住率が増えるとは考えにくい。住居手当増額が市内居住率を増加させることにつながるという客観的根拠もない。

② 災害時の職員の駆け付けという点から、公共交通機関を用いることなく庁舎に駆けつけることができる範囲内に居住するものを対象とするほうが目的に対して明確である。

③ 今回の手当増額による市内居住率の明確な達成目標が示されず、改正条例案には期間の定めや区切り等も明記されていない。

【令和2年度一般会計予算】

反対討論をし、反対しました。賛成多数で可決

① 自治会加入促進事業は、地域のセーフティネットとなっている自治会活動の情報発信をサポートするほうが重要であり、事業内容の再考を求める。

② インフルエンザ予防接種助成事業は、小さな子どもたちへの助成も実施するよう期待したい。

③ 子ども食堂助成事業は、場所を増やす単なる数値目標ではなく、コミュニティ醸成につながる支援となることを求める。

④ 千里ニュータウン情報館の市制80周年記念事業の内容について再検討を強く求める。

他にも見過ごせない事業予算があり、反対しました。

市長等の損害賠償額の免除に関する条例案 撤回

条例案は、損害賠償責任を負う場合、故意または重過失の場合は条例を適用しないが、軽過失の場合は損害賠償責任を免除することができるとする内容です。その免除額を市長は給与の2年分を超える額、それ以外の職員は1年分を超える額とするものです。

財政総務委員会で議案質疑した結果、提案内容のままでは承認できない、という雰囲気になりました。市長が提案を取り下げ（撤回）しました。

【撤回に至るまでの主な委員会質疑】

① 総務省の例示（参酌基準）では、市長は給与の6年分、副市長などは4年分、公営企業管理者などは2年分、職員は1年分である。本市はなぜ市長は2年分、市長以外の職員は1年分としたのか。

→ (答) 参酌基準では個人の弁済能力をはるかに超える額の責任を負うことになる。職員の賠償責任負担額は現実的に負担できる額とすべきと考え、総務省の家計調査報告の1世帯当たりの貯蓄平均額を参考にした。ただし、市長の場合、選挙により選ばれていること、市の総括代表者で財政責任者として重要な権限を有することから2年分とした。

② 総務省の例示では3段階に分かれているが、なぜ本市は2段階なのか。

③ もし、この条例が可決しなければ、損害賠償額の免除はできないのか。

→ (答) 議会議決により免除額を決めることができる。

④ もし、総務省の例示と同じように条例修正し可決した場合、軽過失の内容やそれに至る経過を踏まえて、議会として、条例の規定より低い額以上の額を免除すると議決することは可能か。

→ (答) 可能ではあるが、議決された条例とは違う額で免除する議決をすることは、矛盾することになるため、本人死去など特別な場合に限りられると考える

議会報告を送付ご希望の方は  
FAX(06-4861-7418)にて  
お名前、送付先をお知らせください。



しっかり市民派  
ずっと無党派

「市民が主役」の  
住み続けたいなる  
まちを創りましょう!



「市民と歩む議員の会」  
いけぶち佐知子  
いそがわゆか  
馬場慶次郎

TEL:06-6384-1390  
TEL:06-4861-7418  
TEL:06-4864-2874  
TEL:06-6389-8555

facebook.com/shimin10ayumu/  
Mail:info@ikebuchi-sachiko.net  
Mail:510yuka.suita@gmail.com  
Mail:babakeijiro@gmail.com

